

Chapter 2

いろいろな天秤権

再検討によって各地で見つかった権は、多くが石製の円筒形で、基準となる重さ(基準質量)の違いから以下の3つのグループに分類できます。

	基準質量	中心となる時期	分布範囲	備考
茶戸里体系	5.59 g または 11.365 g	弥生時代 中期前半～後期	春日市～石川県小松市	茶戸里遺跡の環権(大)の1/2の質量が基準
本行・那珂体系	4.90 g または 9.80 g	弥生時代 中期後半～後期前半	佐賀県鳥栖市 福岡県福岡市	
亀井体系	8.67 g	弥生時代 中期後半～後期前半	近畿～島根県	2の累乗倍、48倍

系 1 茶戸里(タホリ)体系 弥生中期前半から後期に福岡県から石川県まで分布し、基準質量は、茶戸里遺跡

の青銅製環権の「大」(質量22・73g)の1/2となる11・365gです。滋賀県下鉤(しもがかり)遺跡から後期後半の青銅製環権1点(16倍)、石川県八日市地方遺跡から茶戸里遺跡の環権「大」と同じ重さの細長い石製円筒権(22・76g)が1点出ました。また、2019年には福岡県須玖遺跡群で石製円筒権7点(3・6・20倍)と石斧転用権1点(30倍)が再発見されています。

2 本行(ほんぎょう)・那珂(なか)体系 本行・那珂体系は、弥生中期後半から後期前半に佐賀県と福岡県で見つかりました。基準質量は4・90gまたは9・80gで、佐賀県本行遺跡の権を1倍とした時、福岡県福岡市那珂遺跡は、2倍と3倍になります。

3 亀井(かめい)体系 亀井体系は、弥生中期後半から後期前半の近畿を中心に島根県の古八幡付近(ふるはちまんかきん)遺跡まで広がります。基準質量は8・67gで、基準質量の2の累乗倍(1・2・4・8・16・32・64倍)と2の累乗倍にならない48倍が出ています。

Chapter 3

須玖遺跡群にもあった天秤権



1号住居跡銅戈鋳型等出土状況 須玖タカウタ遺跡(春日市提供)



最古の権(春日市提供)

1 最古の権 須玖タカウタ遺跡5次調査3号土坑の権は、弥生中期前半の土器が出たので日本列島最古の権で、滑石(かっせき)製の小銅鑄型(しょうど)

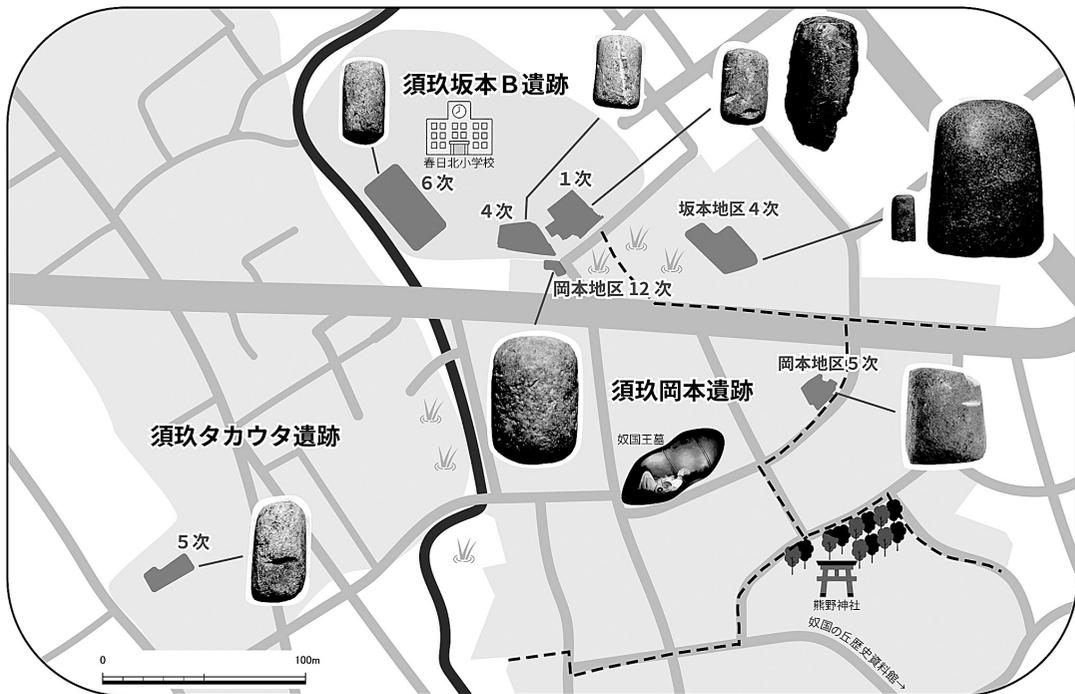
2 何に使った? 須玖の権は、須玖タカウタ遺跡、須玖岡本遺跡坂本地区などの青銅器生産遺跡で出ました。そのため、須玖遺跡群では交易よりも青銅器の生産に伴い、銅・鉛・錫(すず)などを調合する際に用いたのしょう。また、他



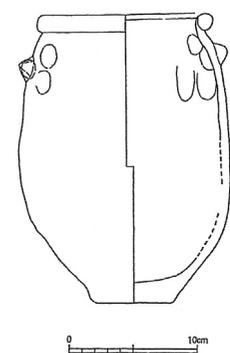
須玖岡本遺跡坂本地区青銅器工房跡(春日市提供)

3 どこから来たの? 須玖の権は、朝鮮(次ページへ)

須玖遺跡群では、朝鮮(次ページへ)



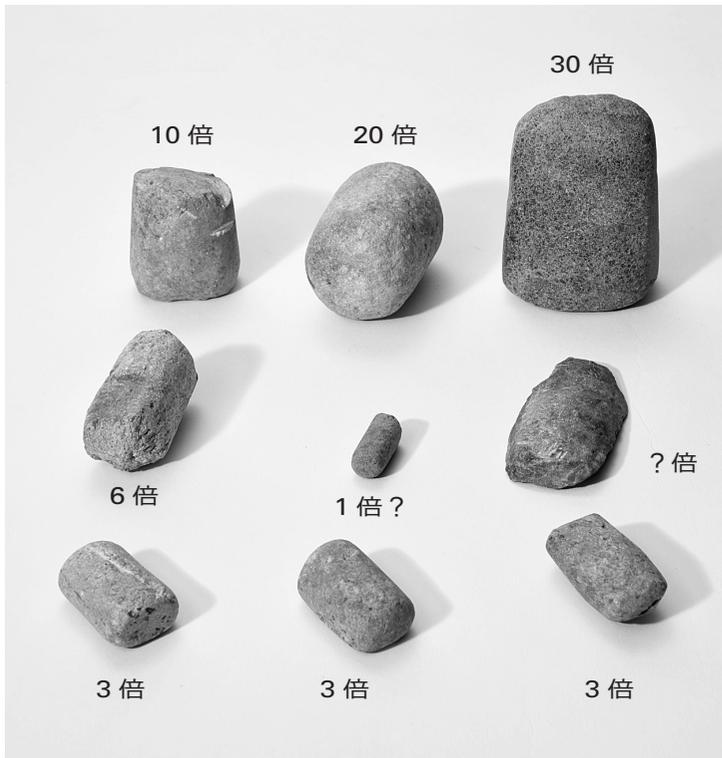
須玖権(春日市教育委員会)



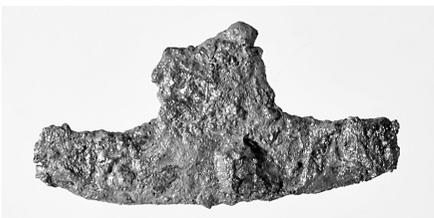
韓国・馬田遺跡出土土無文土器の実測図(湖南文化財研究院・全州市2008より転載)



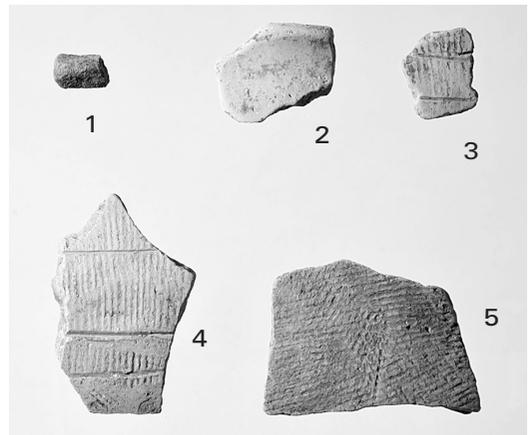
須玖遺跡群出土青銅器・ガラス玉類生産関連遺物(春日市提供)



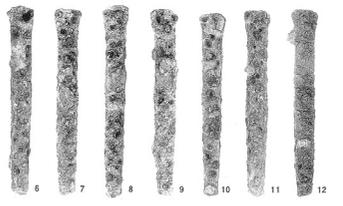
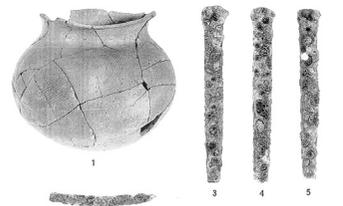
(前ページから)
半島南部の無文土器や三韓土器の破片が出ます。
現在の須玖権は、1・3・6倍と20・30倍の権があるの？
4 なぜ3倍、6倍の権
5 権以外にも残る十進法？
熊本県方保田東原(か



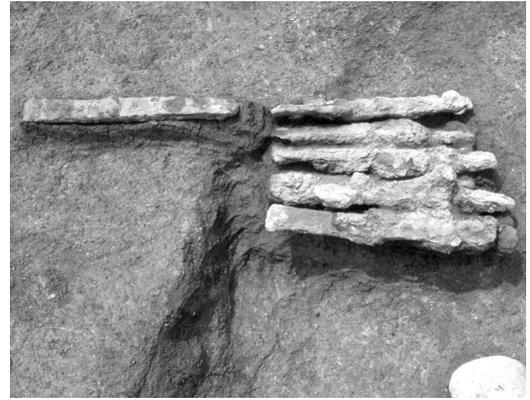
錨形鉄器 竹ヶ本B遺跡(春日市教育委員会)
韓(べんかん)・辰韓(しんかん)で使われた錨形(いかりがた)鉄器が竹ヶ本B遺跡から国内で初めて見つかりました。権は青銅器生産やこれらの文物とともに、朝鮮半島南部から伝わりました。
また、朝鮮半島南部の弁韓(べんかん)・辰韓(しんかん)で使われた錨形(いかりがた)鉄器が竹ヶ本B遺跡から国内で初めて見つかりました。権は青銅器生産やこれらの文物とともに、朝鮮半島南部から伝わりました。



1: 無文土器 須玖タカウタ遺跡(春日市教育委員会)
2~5: 三韓土器 須玖永田A遺跡(春日市教育委員会)



下笠遺跡 44号墓 棒状鉄斧形鐵素材(釜山大学校博物館報告書 1997 から転載)

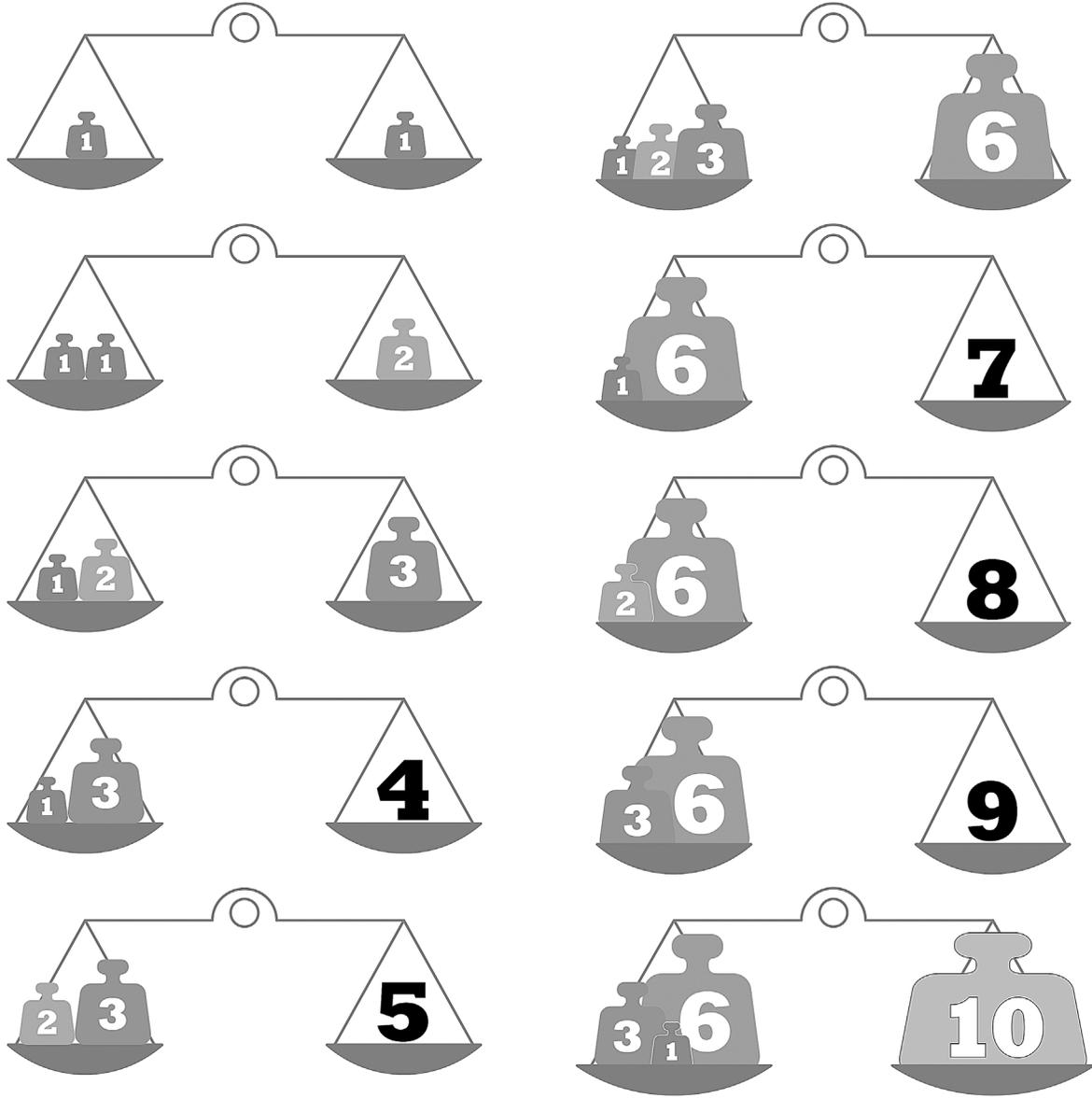


赤井手遺跡鉄素材出土状況(春日市提供)



赤井手遺跡(春日市教育委員会)本1組と考えられる。弥生人が十進法を理理解していたことが分かる貴重な資料です。
が、10本1組の単位で出ており、春日市赤井手遺跡の朝鮮半島から持ち込まれた鉄素材も、本来は10本1組と考えられる。弥生人が十進法を理理解していたことが分かる貴重な資料です。

等があるので、2倍や、60倍等の権もあったと推定できます。なぜ、4・5倍ではなく6倍の権なのでしょう？1倍と2倍で3倍。1倍と3倍で4倍、2倍と3倍で5倍。1倍と6倍で7倍。2倍と6倍で8倍。3倍と6倍で9倍。このように1・2・3・6倍権で10倍まで、10・20・30・60倍権があれば100倍まで効率よく重さをはかれます。(図参照)



比重計、密度計の JCSS 校正は 弊社校正センターへ

お取引先に安心していただくための JCSS 校正サービスです。国内外の企業や各種機関との取引時に必須となります。比重計、密度計、酒精計等に関するさまざまな疑問やお困りごとは、お気軽にご相談下さい。



株式会社横田計器製作所校正センターは、認定基準として ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) を用い、認定スキームを ISO/IEC 17011 に従って運営されている JCSS の下で認定されています。JCSS を運営している認定機関 (IA Japan) は、アジア太平洋試験所認定協力機関 (APLAC) 及び国際試験所認定協力機関 (ILAC) の相互承認に署名しています。

株式会社横田計器製作所
〒110-0006 東京都台東区秋葉原 3-7
TEL.03-3251-7088 FAX.03-3251-7084
WEB.https://www.yokotakeiki.co.jp

日本計量新報社公式ホームページ

(最新情報は Twitter で、<https://twitter.com/keiryokeisoku>)

計量計測データバンク

<https://www.keiryokeisoku.co.jp/>

計量計関連の関係法令、行政の動向、団体、企業、マーケットの動向などを、広く深く早く届ける。

春日市奴国の丘歴史資料館 令和3年度考古企画展

「おととすぐ」 王都須玖遺跡群のおもりー(2)

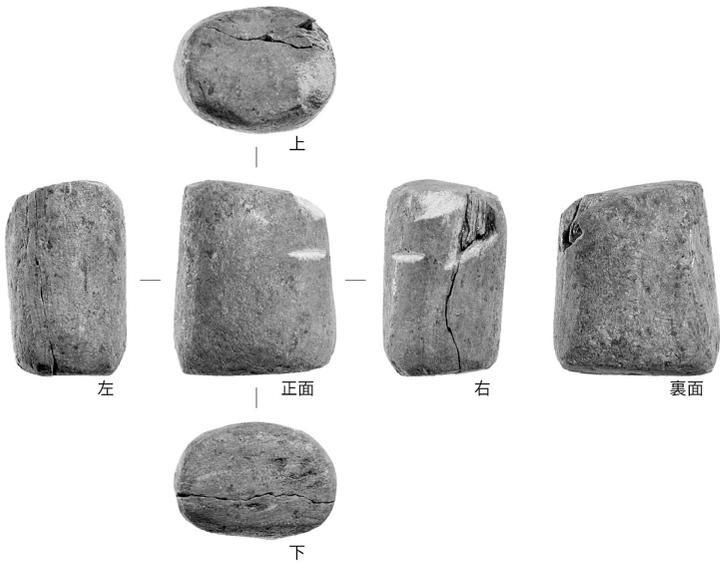
この記事は、「春日市奴国の丘歴史資料館 令和3年度考古企画展」の「弥生時代の権ー奴国の王都須玖遺跡群のおもりー」の図録(春日市奴国の丘歴史資料館、2021年8月21日発行)を、春日市のご厚意により編集転載したものです。なお、著作権の関係で図像は、春日市提供のもののみです(一部転載あり)。ご了承ください。(編集部)

(2023年1月1日号のつぎ)

Chapter 3

須玖遺跡群にもあった天秤権(2)

6 ついに見つかった10 遺跡岡本地区5次調査で、須玖権の倍の権! 1989年の須玖岡本 から出た楕(だ)円柱形 約119.3gとわかりました。須玖 権の基準値は 11.365g ですので、11 9.3g(誤 差も含む)は その10倍にな ります。発掘



10倍権の展開写真(春日市提供)



10倍の権(春日市提供)

■土製の権ー古殿遺跡ー (写真なし)

■銅製の権と鐸形銅製品

■棹秤権の認定基準 (下図参照)

棹秤権の多くは、弥生 中期後半以降に西日本を 中心に分布します。材質 は石製、土製、青銅製と 重さはありません。紐を 通して棹に吊り下げるた めの穴と、紐スレ痕があ ります。また、京都府の 古殿遺跡では棹の可能性 があり、約8cmの間隔で 直線状の刻みを付けた木 製品が見つかっていま す。



駿河A遺跡(春日市教育委員会)

Chapter 4

もうひとつの権ー棹秤権ー

当時はなにか不明でした は権だとわかり、須玖権 が、研究が進み、石製品 には1?・3?・6?・10? 57?・22g。茶戸里体系 の長い円筒形で、重さが 57?・22g。茶戸里体系 の基準質量の約5倍で す。

跡(空洞あり)：写真

20・30倍があり、いつか は2倍や60倍も見つかる でしょう。

■東小田峯(ひがしおだ みね)遺跡の5倍権

福岡県筑前町の東小田 峯遺跡から出ました。時 期は、採集品のためわか りませんが、断面が半円 の長い円筒形で、重さが

辻川哲朗(つじかわて の権であると指摘しまし ます。それは、中国で後漢 55次調査で6世紀末から 7世紀前半の権が確認で せは度量衡を再統一し、 7世紀以降には福岡 群、棹秤権：牛頸日ノ浦遺跡 群、棹秤権：仲島遺跡

Chapter 5

古墳時代以降の棹秤権

古墳時代以降の権と弥 生権は系統が異なりま に入されました。 影響のためです。隋・唐 55次調査で6世紀末から 7世紀前半の権が確認で せは度量衡を再統一し、 7世紀以降には福岡 群、棹秤権：牛頸日ノ浦遺跡 群、棹秤権：仲島遺跡

古墳時代以降の権と弥 生権は系統が異なりま に入されました。 影響のためです。隋・唐 55次調査で6世紀末から 7世紀前半の権が確認で せは度量衡を再統一し、 7世紀以降には福岡 群、棹秤権：牛頸日ノ浦遺跡 群、棹秤権：仲島遺跡

古墳時代以降の権と弥 生権は系統が異なりま に入されました。 影響のためです。隋・唐 55次調査で6世紀末から 7世紀前半の権が確認で せは度量衡を再統一し、 7世紀以降には福岡 群、棹秤権：牛頸日ノ浦遺跡 群、棹秤権：仲島遺跡

古墳時代以降の権と弥 生権は系統が異なりま に入されました。 影響のためです。隋・唐 55次調査で6世紀末から 7世紀前半の権が確認で せは度量衡を再統一し、 7世紀以降には福岡 群、棹秤権：牛頸日ノ浦遺跡 群、棹秤権：仲島遺跡

古墳時代以降の権と弥 生権は系統が異なりま に入されました。 影響のためです。隋・唐 55次調査で6世紀末から 7世紀前半の権が確認で せは度量衡を再統一し、 7世紀以降には福岡 群、棹秤権：牛頸日ノ浦遺跡 群、棹秤権：仲島遺跡

古墳時代以降の権と弥 生権は系統が異なりま に入されました。 影響のためです。隋・唐 55次調査で6世紀末から 7世紀前半の権が確認で せは度量衡を再統一し、 7世紀以降には福岡 群、棹秤権：牛頸日ノ浦遺跡 群、棹秤権：仲島遺跡

古墳時代以降の権と弥 生権は系統が異なりま に入されました。 影響のためです。隋・唐 55次調査で6世紀末から 7世紀前半の権が確認で せは度量衡を再統一し、 7世紀以降には福岡 群、棹秤権：牛頸日ノ浦遺跡 群、棹秤権：仲島遺跡

古墳時代以降の権と弥 生権は系統が異なりま に入されました。 影響のためです。隋・唐 55次調査で6世紀末から 7世紀前半の権が確認で せは度量衡を再統一し、 7世紀以降には福岡 群、棹秤権：牛頸日ノ浦遺跡 群、棹秤権：仲島遺跡

【計量計測データバンク】

■土製(土師質)(写真なし)

■土製(須恵質)(写真なし)

■瓦製(転用品)(写真なし)

■青銅製(写真なし)

■銅製(写真なし)

■石製(写真なし)

■土製(土師質)(写真なし)

■土製(須恵質)(写真なし)

■瓦製(転用品)(写真なし)

■青銅製(写真なし)

■銅製(写真なし)

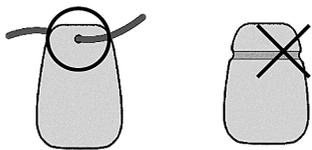
■石製(写真なし)

さおばかりけん 棹秤権の認定基準

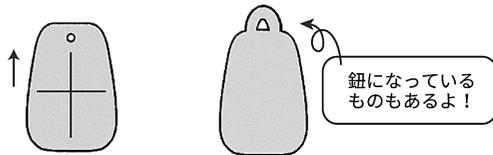
ワン!
ポイント



1 紐通しの孔がある。原則的に紐通しの溝はない。



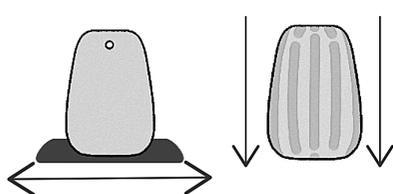
2 孔が遺物本体の中心からずれて端部付近にある。



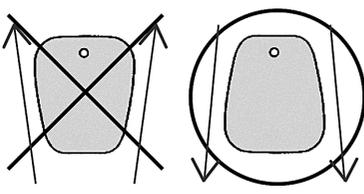
3 中実である



4 底部が平坦で縦方向の稜や面取りがある。



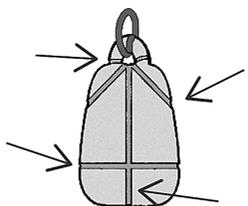
5 体部が孔のある方に広がらない。



6 原則的に1遺跡1点で、複数出ても同形品はなく、質量も2の累乗倍や等差分布をなさない。



7 多くは吊り下げた際の孔上部の紐ズレだけではなく、孔の横や下部さらには体部にも破損防止のために緊縛した際の紐ズレがみられる。



オンリーワン!
なんだね!

いち早く、計量計測関連情報をキャッチする

計量計測データバンク

<https://www.keiryoku-keisoku.co.jp/>

計量法、計量計測機器、計量団体情報、コラム、寄稿などなど